

令和4年度第1回 豊島区介護保険集団指導

保健福祉部 介護保険課

対象事業所： 居宅介護支援

人員・運営等の基準

- ▶ 豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する
条例（平成30年 3月27日豊島区条例第21号）
- ▶ 豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する
条例施行規則（平成30年 3月30日豊島区規則第42号）
- ▶ 豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する
条例施行要領（平成30年 6月25日30豊保介発第1022号）

この3つの基準を項目ごとに参照できるよう3連表を作成しています。

豊島区ケア倶楽部⇒トップ⇒【豊島区介護保険課】運営基準より
ダウンロードできます。

介護報酬等の基準

- ▶ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年 2月10日厚生省告示第20号)
- ▶ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年 3月 1日老企第36号)
- ▶ 厚生労働大臣が定める基準
(令和 3年 3月15日厚生労働省告示第73号)

令和3年度 実地指導の指摘傾向①

▶ 実地指導実施数

区内8事業所に実地指導を実施。

▶ 実地指導において指摘があったもの①（全8事業所中）

- ①重要事項説明書、個人情報使用同意書に日付の記載がなく、あらかじめ説明し同意を得たか分からなかった
- ②アセスメントを実施していない項目があった
- ③居宅サービス計画の第2表と第3表に相違があった
- ④サービス担当者会議を欠席した担当者から意見を求めていなかった
- ⑤居宅サービス計画の原案について利用者の同意を取り忘れていた

令和3年度 実地指導の指摘傾向②

▶ 実地指導において指摘があったもの②（全8事業所中）

- ⑥ 居宅サービス事業者に個別サービス計画の提出を求めていなかった
- ⑦ 医療サービスを位置付ける際に意見を求めた医師に居宅サービス計画を交付していなかった
- ⑧ 福祉用具貸与を継続して受ける必要性について専門的な意見を聴取していなかった
- ⑨ 退職後における利用者または家族の情報に関する秘密保持の措置が不十分だった

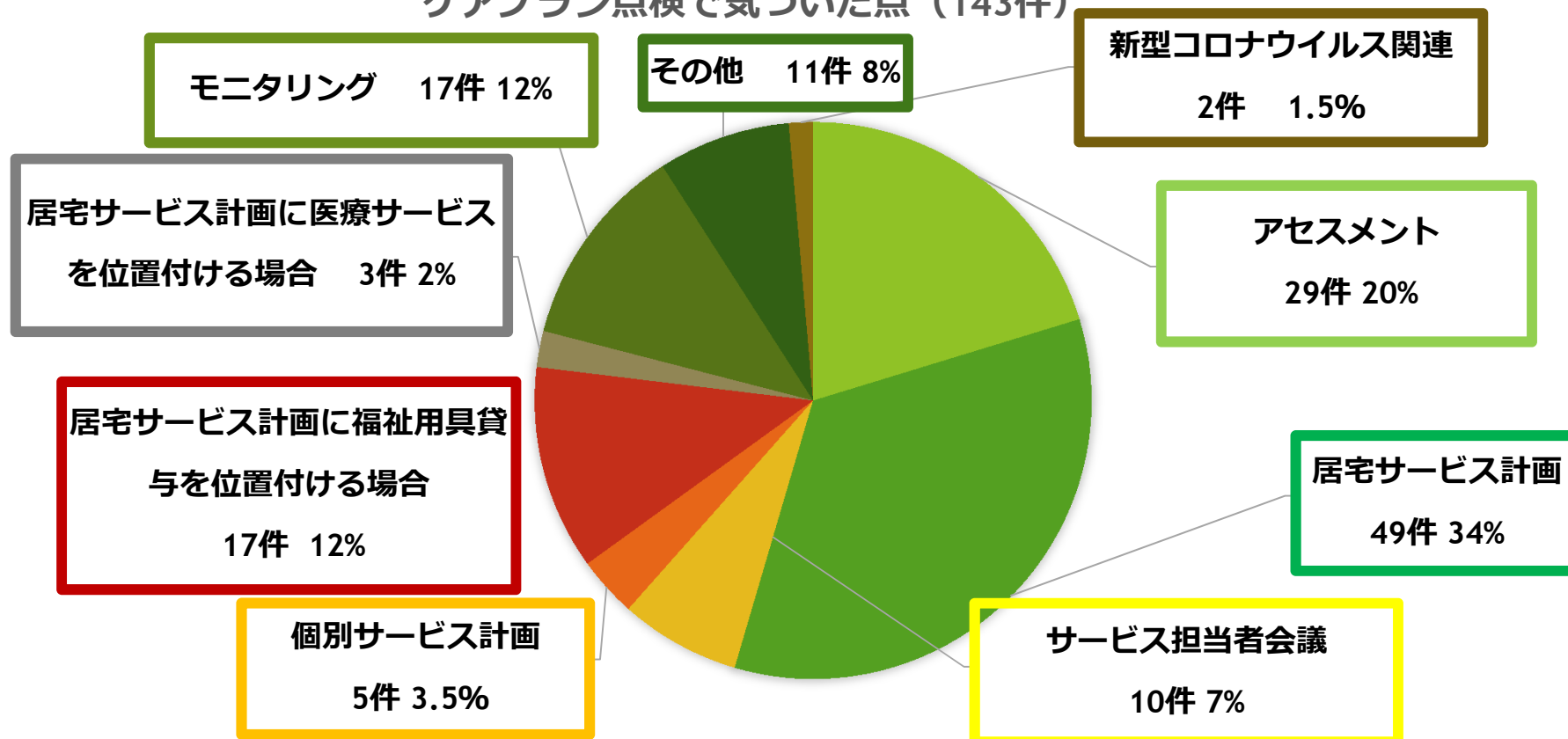
居宅介護支援事業の実施において、次ページ以降の取扱いに注意し、適切な事業運営をしてください。

参考 令和3年度ケアプラン点検（区独自）結果

▶対象事業所：19事業所 対象者：20名 （点検対象は1年間）

- ケアプラン件数：82件
- 対象者1名につき、2件から11件の提出があった

ケアプラン点検で気づいた点（143件）



課題分析（アセスメント）①

▶アセスメントの実施日

居宅サービス計画の作成に先立って行うこと。

アセスメントの実施日 ≤ 居宅サービス計画の作成日

▶アセスメントの方法

課題分析標準項目（標準23項目）を満たすよう行うこと。

アセスメントに未記入の項目がある、または情報開示した認定調査票の転記にとどまる場合・・・

「利用者を取り巻く環境等の評価が不十分」

「利用者が抱える問題点が明らかになっていない」と指摘されてしまう可能性もありますので、注意してください。

課題分析（アセスメント）②

▶ポイント

- (1) 利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じ、
当該利用者が抱える問題点を明らかにする。
- (2) 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援
する上での課題を把握する。

例) アセスメントで入浴は「自立」と選択されているが、本人に関する具体的な記載はなく、訪問介護で入浴が位置付けられている。

選択肢のみの記載では、利用者の抱える問題点や当該利用者を支援する上での課題について介護支援専門員が把握しているか、わからない場合があります。

居宅サービス計画①

▶ 居宅サービス計画の作成日

作成日 ≤ 利用者の同意を得た日 ≤ サービス提供開始日

▶ 居宅サービス計画に位置付けたサービス頻度の変更が生じた場合

居宅サービス計画第2表の変更だけではなく、**該当する**居宅サービス計画を変更し、利用者及び担当者に交付してください。

▶ 居宅サービス計画の頻度の記載について

居宅サービス計画第2表の頻度の欄は、適切なアセスメントに基づく頻度（一定期間内での回数、実施曜日等）を記載すること。

良い例）「週2回」「月・木」

悪い例）「週1～3回」「月～水曜日に1回」「随時」など

居宅サービス計画②

▶ 居宅サービス計画の整合性について

居宅サービス計画第2・3表と第6・7表の内容について整合性がない場合が多いため、注意してください。

▶ アセスメントの結果に基づく居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画に位置付けるサービスが、アセスメントにより把握された課題に対応したものとなっているか、確認してください。

(例) 「アセスメントでは寝返り・起き上がり共に「できる」が、福祉用具貸与（特殊寝台・特殊寝台付属品）が位置付けられている。

- ◆ アセスメントから導き出される利用者の課題とはなにか？
- ◆ サービス（福祉用具貸与）を位置付けることで、利用者の課題が解消されていくか？

サービス担当者会議

▶ サービス担当者会議の開催について

サービス担当者会議は、新たにサービスを追加、変更等がある事業所の担当者のみを招集するのではなく、全ての事業所の担当者を招集すること。

▶ 照会等により意見を求める場合において

やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができます。

サービス担当者会議の開催前に意見を求め、その内容についても記録してください。

医療系サービスを位置付ける場合

▶主治の医師への居宅サービス計画の交付の義務化

居宅サービス計画に医療系サービスを位置付けた場合は、主治の医師へ居宅サービス計画を交付すること。

※医療と介護の連携の促進が狙い！

区では、医療と介護の連携を目的に「主治医意見書」の裏面に「居宅介護サービス（ケアプラン）」の情報提供希望欄を設けてきました。

平成30年度の改正により、情報提供希望の有無に関わらず、意見を求めた主治の医師へ居宅サービス計画の交付が義務づけられました。

福祉用具貸与を位置付ける場合

▶ 居宅サービス計画の作成時に行うこと

- (1)福祉用具貸与について、利用の妥当性を検討し記録
- (2)居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載

▶ 福祉用具貸与を継続する場合に行うこと

- (ア)継続して福祉用具貸与を受ける必要性を検証
- (イ)必要性が認められる場合、その理由を居宅サービス計画に記載

サービス担当者会議を活用し、福祉用具貸与を位置付ける必要性があるか、十分に検討することが大切です。

令和3年度改正の主なポイント

▶感染症・災害への対策強化（令和5年度まで経過措置あり）

- 感染症対策の強化（委員会の開催、訓練の実施等）
- 業務継続に向けた取組の強化

▶介護人材の確保・介護現場の革新

- ハラスメント対策の強化（中小企業は、令和4年4月1日から義務化）
- サービス担当者会議等のテレビ電話等の活用
- 諸記録の保存・交付等の電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化。

※対面・文書による方式を拒むものではありません。

▶その他

- 高齢者虐待防止の推進（令和5年度まで経過措置あり）
- 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

（令和3年10月より）

運営指導における新たな重点項目

▶ 運営基準

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」等につき十分説明を行い、文書を交付し、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ているか。

具体的な説明方法は介護保険最新情報Vol.952のP69～P72を参照してください。

令和4年度の運営指導及びケアプラン点検

▶令和4年度の運営指導

9月より実施を予定しています。

対象事業所には1か月前までに実施通知を発送します。

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発令された場合、実施について対象事業所に意向を確認します。

▶ケアプラン点検（豊島区独自）

居宅介護支援事業所にケアプランに係る書類を提出していただき、区が書類を点検したうえで、ケアマネジャーにヒアリングをします。その後、結果表を送付します。

※実地指導の際に行うケアプラン点検とは別のものです。

年度内3回実施予定

5月 10事業所 7月 5事業所 3回目は未定

介護保険課（事業者指導・監査グループ）

TEL : 03-3981-1474 FAX : 03-3981-6208

Email : A0029026@city.toshima.lg.jp